|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

埼玉県環境みらい資金融資完了報告書

令和　　年　　月　　日

埼玉県知事　　　　　　　あて

所　 在 　地

法人名・屋号

役職・代表者名

融資を受けた本資金について、下記のとおり対象事業が完了したので報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 施工場所 |  |
| 施設内容  （形式・能力・構造・寸法・面積等） |  |
| 公害種別 |  |
| 着工年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 完了年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 総事業費 | 円 |
| 環境みらい資金借入額 | 円 |

（注）添付書類

１　領収書の写し（金融機関振込の控えでも可）

２　完成時の施設（設備）本体の写真

３　工事完成後の測定結果書（公害防止対策に係る事業のみ）

※ 吹付けアスベストの測定結果書については、工事施工前及び完成後の周辺測定結果書の写し

埼玉県環境みらい資金融資利用上の注意事項

１　施工場所、事業費、事業内容等を変更する場合は、当該変更等の承認手続きが必要となる場合がありますので、必ず事前に県に連絡してください。

２　対象施設の施工等にあたっては、借入申込書に記載してある事業計画に沿って実施してください。

３　対象施設の代金の支払いは必ず取扱金融機関からの貸付を受けた後に行ってください。貸付前に支払った（代金の一部支払い、手形の振出しなども含む。）場合は、貸付金の一括返済を求めることになりますのでご注意ください。

４　施設等の設置によって、新たに公害が発生するようなことがないようにしてください。

もし、新たに公害が発生した場合は、工事の完了を認めず、その防止策を命じることになりますのでご注意ください。（公害防止対策枠での借り入れの場合）

５　工事が完了した後は、速やかに完了報告書（様式第８号）、施設の代金の支払いに関する証拠書類（領収書の写し等）、写真を県に提出してください。

公害防止対策にかかる施設については、必要に応じて工事完成後の測定（出力）結果（写）を提出してください。

なお、写真は、①着工時②中間時③完成時の施設（設備）本体をそれぞれ２方向以上から撮影したものを１セットとしてください。

温室効果ガス排出量削減対策枠の場合は、施工後（設置後）の写真のみで可とします。

６　県では、完了報告書に基づき施設等の完了検査を実施します。その結果、借入申込書に記載されたとおりの効果が得られない場合は、工事の完了を認めませんので注意してください。

７　資金の償還が終了するまでの間に、法人名、代表者名及び所在地を変更した場合又は休業、廃業及び業種変更をした場合は、速やかに県に報告してください。

８　資金の償還が終了するまでの間に、償還計画を変更した場合（均等償還額の変更、繰り上げ償還等）は、速やかに県に報告してください。

９　その他、埼玉県環境みらい資金貸付制度の目的に反するような行為は、禁止します。

埼玉県環境部温暖化対策課

計画制度・排出量取引担当

TEL：０４８－８３０－３０２１